

別添 1

消費者被害防止啓発テレビCM制作等業務仕様書

1 件 名

消費者被害防止啓発テレビCM制作等業務

2 委託期間

契約締結日から平成 28 年 3 月 25 日まで

3 制作に当たっての基本方針

- (1) 特殊詐欺の被害に遭われている方のほとんどが、特殊詐欺については知っていたが、自分は大丈夫だと思っていたとの実態を踏まえ、単なる周知ではなく、消費者の危機意識や当事者意識を醸成し、被害防止に効果的な啓発ができる内容のコマーシャルの制作を目的とします。
- (2) 作品は、対象者に対してインパクトがある内容にしつつ、あまり華美にならず、県内の風景や方言を取り入れるなど、県民にとって親しみやすく、わかりやすい構成及び内容にしてください。
- (3) 制作したコマーシャルは、県消費生活情報のホームページで視聴できるほか、市町村及び県消費生活センターが一般消費者、高齢者及び学生等を対象として実施する各種講座並びに市町村役場、金融機関及び病院の待合場所での視聴等に、委託契約期間終了後も受託者に許可を求めることなく使用する予定です。また、市町村が所有するケーブルテレビ並びに有線放送など住民向けの放送でも同様に使用を予定しています。
- (4) テレビコマーシャルの映像の中には、消費者被害防止キャンペーンのキャッチフレーズ及び消費者被害防止啓発イメージキャラクター（くらし安全・消費生活課から別途提供）並びに信州ブランド戦略のキャッチフレーズ及びロゴマーク（愛称 信州ハート）を入れてください。

4 委託する業務の内容

(1) 高齢者向け消費者被害防止テレビコマーシャルの制作・放送

ア 作品の長さとお制作本数

30 秒スポット・1 本を原則としますが、より効果が期待できる提案がある場合にはこの限りではありません。

イ 作品の内容

高齢者に対して特殊詐欺や悪質商法などの消費者トラブルへの危機意識や当事者意識を醸成しつつ、被害に遭わないように注意喚起するとともに、消費生活で不安なことや困ったことがあったらすぐに相談（相談電話番号を表示）するように促す内容にしてください。また、高齢者の見守り者（家族、近所の方等）にも見守りの必要性が伝わる内容も入れてください。

（参考：高齢者が消費者トラブルに遭いやすい手口）

利殖商法、訪問販売、電話勧誘販売、催眠（SF）商法 など

ウ 作品の放送

(ア) 作品の放送日・回数

制作した作品の放送は、次の期間内の各日、県内民放全 4 局で各局少なくとも 1 回以上放送してください。（1 日当たりの放送本数 4 本以上）

また、各期間中の「家庭の日（毎月第 3 日曜日）」、「年金支給日（偶数月の 15 日）」、「祝日（敬老の日など）」、お盆など家族が集まる機会となりそうな日を放送日に含めるようにしてください。

- 第1期 平成27年8月10日（月）から平成27年9月30日（水）の間の15日間以上（放送本数 60本以上）
- 第2期 平成27年10月1日（木）から平成27年10月31日（土）の間の10日間以上（放送本数 40本以上）
- 第3期 平成27年11月1日（日）から平成27年12月31日（木）の間の10日間以上（放送本数 40本以上）

(イ) 作品の放送時間帯（タイムランク）

放送日の各日ともコマーシャルの効果が得られるように高齢者の視聴が期待できる時間帯に配慮してください。

エ その他

- (ア) 作品の放送日・回数は上記4（1）ウ（ア）を基本としますが、くらし安全・消費生活課から別途指示があった場合は、可能な限り、指示に従い放送日等を変更するものとします。
- (イ) 制作したコマーシャルは放送開始日前日までに記録媒体（DVD）にコピーして納品してください。
- (ウ) 「長野県消費生活情報」のホームページへの掲載に必要なファイルは、くらし安全・消費生活課が指定する保存形式で記録媒体（DVD）に保存して上記とは別に納品してください。

(2) 高齢者向け消費者被害防止ラジオコマーシャルの制作・放送

ア 作品の長さ

40秒スポット・1本を原則としますが、より効果が期待できる提案がある場合にはこの限りではありません。

イ 作品の内容

高齢者に対して特殊詐欺や悪質商法などの消費者トラブルへの危機意識や当事者意識を醸成しつつ、悪質商法などの消費者トラブルに遭わないように注意喚起するとともに、消費生活で不安なことや困ったことがあったらすぐに相談（相談電話番号を表現）するように促す内容にしてください。また、高齢者の見守り者（家族、近所の方等）にも見守りの必要性が伝わる内容も入れてください。

（参考：高齢者が消費者トラブルに遭いやすい手口）

利殖商法、訪問販売、電話勧誘販売、催眠（SF）商法 など

ウ 作品の放送

(ア) 作品の放送日・回数

制作した作品の放送は、次の期間内の各日、県内民放全2局で各局少なくとも1回以上放送してください。（1日当たりの放送本数2本以上）

また、各期間中の「家庭の日（毎月第3日曜日）」、「年金支給日（偶数月の15日）」、「祝日（敬老の日など）」、お盆など家族が集まる機会となりそうな日を放送日に含めるようにしてください。

- 第1期 平成27年8月10日（月）から平成27年9月30日（水）の間の20日間以上（放送本数 40本以上）
- 第2期 平成27年10月1日（木）から平成27年10月31日（土）の間の10日間以上（放送本数 20本以上）
- 第3期 平成27年11月1日（日）から平成27年12月31日（木）の間の15日間以上（放送本数 30本以上）

(イ) 作品の放送時間帯（タイムランク）

放送日の各日ともAタイムで放送してください。また、コマーシャルの効果が得られるように高齢者の視聴が期待できる時間帯に配慮してください。

エ その他

- (ア) 作品の放送日・回数は上記4 (2) ウ (ア) を基本としますが、くらし安全・消費生活課から別途指示があった場合は、可能な限り、指示に従い放送日等を変更するものとします。
- (イ) 制作したコマーシャルは放送開始日前日までに記録媒体 (CD) にコピーして納品してください。
- (ウ) 「長野県消費生活情報」のホームページへの掲載に必要なファイルは、くらし安全・消費生活課が指定する保存形式で記録媒体 (CD) に保存して上記とは別に納品してください。

(3) 若者向け消費者被害防止テレビコマーシャルの制作・放送

ア 作品の長さ と制作本数

30 秒スポット・1 本を原則としますが、より効果が期待できる提案がある場合にはこの限りではありません。

イ 作品の内容

新たに社会に旅立つ若者を中心とした 10 代から 20 代の若者に対して特殊詐欺や悪質商法などの消費者トラブルに遭わないように注意喚起するとともに、消費生活で不安なことや困ったことがあったらすぐに相談 (相談電話番号を表示) するように促す内容にしてください。

(参考：若者が消費者トラブルに遭いやすい手口)

架空・不当請求、キャッチセールス、アポイントメントセールス、マルチ商法など

ウ 作品の放送

(ア) 作品の放送日・回数

制作した作品の放送は、次の期間内の各日、県内民放全 4 局のうち、少なくとも 2 局で 1 回以上放送してください。(1 日当たりの放送本数 2 本以上)

また、期間を通じて、民放各局での放送回数が平均化するよう配慮してください。

平成 28 年 3 月 6 日 (日) から平成 28 年 3 月 25 日 (金) までの 20 日間 (放送本数 40 本以上)

(イ) 作品の放送時間帯 (タイムランク)

放送日の各日ともコマーシャルの効果が得られるように若者の視聴が期待できる時間帯に配慮してください。

エ その他

- (ア) 作品の放送日・回数は上記4 (3) ウ (ア) を基本としますが、くらし安全・消費生活課から別途指示があった場合は、可能な限り、指示に従い放送日等を変更するものとします。
- (イ) 制作したコマーシャルは放送開始日前日までに記録媒体 (DVD) にコピーして納品してください。
- (ウ) 「長野県消費生活情報」のホームページへの掲載に必要なファイルは、くらし安全・消費生活課が指定する保存形式で記録媒体 (DVD) に保存して上記とは別に納品してください。

(4) 若者向け消費者被害防止ラジオコマーシャルの制作・放送

ア 作品の長さ と制作本数

40 秒スポット・1 本を原則としますが、より効果が期待できる提案がある場合にはこの限りではありません。

イ 作品の内容

新たに社会に旅立つ若者を中心とした10代から20代の若者に対して特殊詐欺や悪質商法などの消費者トラブルに遭わないように注意喚起するとともに、消費生活で不安なことや困ったことがあったらすぐに相談（相談電話番号を表現）するように促す内容にしてください。

（参考：若者が消費者トラブルに遭いやすい手口）

架空・不当請求、キャッチセールス、アポイントメントセールス、マルチ商法など

ウ 作品の放送

（ア）作品の放送日・回数

制作した作品の放送は、次の期間内の各日、県内民放全2局のうち、少なくとも1局で1回以上放送してください。（1日当たりの放送本数1本以上）

また、期間を通じて、民放各局での放送回数が平均化するように配慮してください。

平成28年3月6日（日）から平成28年3月25日（金）までの20日間（放送本数30本以上）

（イ）作品の放送時間帯（タイムランク）

放送日の各日ともAタイムで放送してください。また、コマーシャルの効果が得られるように若者の視聴が期待できる時間帯に配慮してください。

エ その他

（ア）作品の放送日・回数は上記4（4）ウ（ア）を基本としますが、くらし安全・消費生活課から別途指示があった場合は、可能な限り、指示に従い放送日等を変更するものとします。

（イ）制作したコマーシャルは放送日開始日前日までに記録媒体（CD）にコピーして納品してください。

（ウ）「長野県消費生活情報」のホームページへの掲載に必要なファイルは、くらし安全・消費生活課が指定する保存形式で記録媒体（CD）に保存して上記とは別に納品してください。

5 契約保証金

当該業務の契約に際しては、契約者は契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約と同時に納付しなければなりません。ただし、長野県財務規則143条に該当する場合は契約保証金を免除します。

6 委託料の支払い

- （1）委託料の支払いは、業務完了後に提出された業務完了報告書に基づき、県が検査を行い、契約書に定められた内容に適合していることを確認した上で支払いを行います。
- （2）事業の実施に際して、必要がある場合は、委託料の10分の3に相当する額の範囲内で前金払を請求することができます。

7 業務の再委託

受託者は、受託業務の全部又は一部を第三者に委託することはできません。ただし、部分的な業務についてあらかじめ知事の承諾を得たときは、第三者に委託することは可能です。

8 個人情報の取扱い

受託者が業務を行うにあたり取得した個人情報の取扱いについては、長野県個人情報保護条例（平成3年長野県条例第2号）等に基づき適正に行ってください。

9 守秘義務

受託者は、業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできません。また、業務終了後も同様とします。

10 報告

- (1) 受託者は、「業務着手届」、「業務日程表」及び「業務実施代理人届」を契約の日から5日以内に県に提出してください。
- (2) 高齢者向けテレビ及びラジオコマーシャルについて、各期の放送終了後、速やかに当該期分の放送確認書を県に提出してください。
- (3) 若者向けテレビ及びラジオコマーシャルについて、委託業務完了報告書と同時に放送確認書を県に提出してください。
- (4) 平成28年3月31日（木）までに、委託業務完了報告書を県に提出してください。

11 その他

- (1) 本事業は、県が委託する事業ですので、事業の成果等は県に帰属します。
- (2) 契約の締結にあたっては、地方自治法や長野県財務規則をはじめとする諸規定が適用されます。
- (3) 次の一般的な事項にも注意してください。
 - ア 制作する資料が他者の所有権や著作権を侵すものでないこと。
 - イ 本事業に関する所有権や著作権は、原則としてすべて長野県に帰属すること。
ただし、受託者が従来から権利を有している受託者固有の知識、技術に関する権利等（以下「権利留保物」という。）については受託者に留保するものとし、この場合に、長野県は権利留保物について当該権利を非独占的に使用できること。
 - ウ 被写体が人物の場合、肖像権の侵害が生じないようにすること。
 - エ 個人情報の保護については十分な注意を払い、流出・損失が生じないようにすること。
 - オ 本業務で取得した情報については秘密を保持するとともに、契約目的以外には絶対に利用しないこと。
- (4) この仕様書に定めがない事項は、県と受託者が協議の上決定します。